

## 富士見市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公の施設の管理を行わせる指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者を公正かつ迅速に選定し、円滑な事務の運営を図るため、富士見市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関すること。
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、指定管理者の指定に係る公の施設(以下「対象施設」という。)の所管部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、対象施設の所管課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 対象施設の所管部の課長
  - (2) 総合政策部政策企画課長
  - (3) 委員長の指名する職員
- 5 前項に掲げる委員のほか、市長(教育委員会所管の公の施設に適用する場合にあっては、教育委員会。以下この項において同じ。)は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者を委員会の委員として委嘱するものとする。
- 6 前項の規定により委嘱された委員会の委員の任期は、委嘱の日から対象施設に係る指定管理者の指定を行うまでの間とする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、対象施設の所管課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月24日から施行する。